# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款:民生費 項:社会福祉費 目:障害者福祉費

# 事業名 障がい者差別解消普及事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 障害福祉課 社会参加推進係 電話番号:058-272-1111(内 2614)

E-mail: c11226@pref.gifu.lg.jp

## 1 事業費 10,266 千円 (前年度予算額:7,694 千円)

#### <財源内訳>

		財		財	源		内 訳					
区分	事業費	国庫	分担金	使用料	財	産	# 1744 A	7 0 114	ı	/ <b>主</b> :		般
		支出金	負担金	手数料	収	入	寄附金	その他	県	債	財	源
前年度	7, 694	0	0	0		0	0	0		0	7,	694
要求額	10, 266	0	0	0		0	0	0		0	10,	266
決定額												

### 2 要求内容

#### (1)要求の趣旨(現状と課題)

・平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、障がい者に 対する差別解消に取組む必要がある。

### (2) 事業内容

- ○岐阜県障がい者差別解消支援センター運営委託
  - ・広域専門相談員の設置と相談対応 相談窓口を設置し専門相談員を配置、県民及び相談機関等からの障が いを理由とする差別に係る相談に応じ必要な助言等を行う。
  - ・岐阜県障がい者差別解消調整委員会の開催及び事前調査等 県民等からあっせんの申請があった場合に委員会を開催するほか、定期的に開催しセンターの活動状況等を報告、協議。
  - ・市町村職員、身体・知的障害者相談員等への研修実施 市町村職員、身体・知的障害者相談員等を対象とした資質向上等研修 を実施。
  - ・普及啓発民間事業者、各種相談機関、相談事業を担う障がい福祉事業所等への

センターや法の周知、障がい者差別解消普及啓発を実施。

### ○障害者週間等における普及啓発の実施

障害者週間等における県の共生社会条例や障がい者マーク等障がい者 差別解消を目的とする普及啓発活動を県内各地で実施。

### ○障がい者差別解消意思疎通支援

来庁した障がい者のコミュニケーションを支援するための機器(磁気誘導ループ、点字プリンター、手話通訳タブレット端末等)を配備。

## (3) 県負担・補助率の考え方

県負担 10/10

### (4)類似事業の有無

無

### 3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	8,802	岐阜県障がい者差別解消支援センター運営委託等
旅費	143	普及啓発実施旅費等
消耗品費	300	障がい者差別解消の普及啓発等に関する消耗品代
印刷製本費	821	障がい者差別解消の普及啓発等に関する資料印刷代
修繕料	14	障がい者差別解消意思疎通支援機器修繕料
役務費	186	障がい者差別解消意思疎通支援タブレット端末通信料
合計	10, 266	

# 決定額の考え方

### 4 参考事項

# (1)各種計画での位置づけ

・第2期岐阜県障がい者総合支援プラン(障がい者の人権尊重と心のバリアフリーの推進、情報環境の整備)

# 事 業 評 価 調 書(県単独補助金除く)

□ 新規要求事業

■ 継続要求事業

## 1 事業の目標と成果

### (事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

平成28年4月の障害者差別解消法施行に伴い、障がいを理由とする差別に係る相談体制整備、法を含めた障がい者差別解消普及啓発を行い、県内における障がい者差別の解消を推進する。

### (目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の推移		<b>現在値</b> (前々年度末時点)	目	標	達成率

### 〇指標を設定することができない場合の理由

障がいを理由とする差別による紛争が発生した場合に県民からの相談に 応じる体制を運用するものであり、指標の設定にはなじまない。

### (前年度の取組)

- ・事業の活動内容(会議の開催、研修の参加人数等)
  - ・岐阜県障がい者差別解消支援センター相談件数 93 件
  - ・行政職員、身体障害者相談員等を対象とした研修の開催
  - ・8市町での障害者週間街頭啓発(広報物の配布)
  - ・意思疎通支援機器の配備、使用の呼びかけ

### (前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

行政職員、相談員等福祉関係者への研修、街頭啓発等を通じた県民への普及啓発の実施により障がい者差別解消を推進。今後も法で対応を求められている民間事業者への普及啓発等を行うことにより、更なる障がい者差別解消普及促進が期待できる。

### 2 事業の評価と課題

### (事業の評価)

・事業の必要性(社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

〇:必要性が高い △:必要性が低い

(評価)

障害者差別解消法において、国及び地方公共団体に求められている相談・紛争防止体制整備、普及啓発を行う事業である。

0

事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

〇:概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている

△:まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

0

障がい者差別解消に関する研修の機会は多くなく、本事業の研修開催は差別解消に向けて有効である。相談対応体制、普及啓発を市町村や関係機関との連携により強化することで、障がい者差別解消の普及促進が期待される。

・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)

〇:効率化は図られている △:向上の余地がある

(評価)

0

市町村、相談員等と連携した体制により相談対応力の向上を図っており、また、県内各地で街頭啓発を実施し広く県民に対して普及啓発を実施している。

#### (今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

特に一般県民や民間事業者等は障がい者差別解消への意識が高くないため、相談対応による障がい者差別解消促進と併せて、普及啓発を行っていく必要がある。

#### (次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今 後どのように取り組むのか

障がい者差別解消に向け、相談対応、研修、啓発を効果的に実施する。

#### (他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又	
は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や	
期待する効果 など	